



平成 27 年 4 月 23 日

各 位

会社名 ソースネクスト株式会社
代表者 代表取締役社長 松田 憲幸
(コード番号 4344 東証第一部)
問合せ先 アドミニストレーショングループ
取締役常務執行役員 青山 文彦
TEL 03-6430-6406

「内部統制システムの整備に関する基本方針」の一部改定に関するお知らせ

ソースネクスト株式会社は、平成27年4月23日開催の取締役会において、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を一部改定することを決議いたしましたので、下記のとおり改定後の内容をお知らせいたします。(主な改定箇所は下線で示しております)

記

内部統制システムの整備に関する基本方針

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社の業務の適正を確保するための体制を整備する。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は、職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、各分掌に従い、担当する部門の内部統制を整備し、必要な諸規定の制定及び周知徹底を図るとともに、「取締役会規程」を遵守します。
監査役は、法令が定める権限を行使し、「監査役会規程」に則って、取締役の職務遂行の適正性を監査します。

人事担当部門が新入社員入社時に行う研修の他、法務担当部門及びセキュリティ委員会主管により行われる e ラーニング (web を利用したテスト) で、当社グループの全取締役、全使用人に対してコンプライアンス、当社グループの規程等について教育を行なっております。また、内部監査部門がコンプライアンスの状況を監査いたします。これらの活動は定期的に全管理職(監査役は含まない)が出席するマネジメント会議で報告しております。

その他、法令上疑義のある行為等については使用人が匿名で、かつ当社とは関係のない第三者を通して会社に情報提供を行うことができる「企業倫理ホットライン」の設置・運営を行っております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

情報管理基本規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、保存いたします。取締役及び監査役は所定の手続を経た後、これらの文書または電磁的媒体等を閲覧することができます。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び子会社の連携により、当社グループのリスク管理を行います。

当社グループの企業活動に関連する様々なリスクに対処するために、コンプライアンス、製品品質、情報セキュリティに係るリスクについては、それぞれの担当部署にてそれらの管理等に関する規則・ガイドラインの制定、研修の実施を行います。また、部署横断的な組織であるセキュリティ委員会が、主に情報セキュリティについて全社的リスク状況を監視し、各部署と連携して対応を行います。

当社が特にリスクとして認識すべき、当社製品ユーザに係る個人情報の流出・漏えいについては、個人情報保護マネジメントプログラムの体制を構築することで、確実な防止を図るものとし、

また、当社製品の案内、サポート、並びに直接当社及び第三者の製品の販売等を行うために当社が運営す

るwebサイトに係るシステムについては、ISO27001 所定の体制を構築します(平成19年4月11日ISO27001 認証取得済み)。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の効率的な職務執行を確保するため、各取締役の職務権限と担当業務を明確化し、また全取締役及び監査役が出席する定例の取締役会を毎月1回以上開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行うほか、取締役と各グループ責任者が出席する会議、取締役及び管理職以上の使用人が出席する会議等を定期的に行うことで、目標や課題を共有し、時間をかけた議論を行い、円滑に意思決定を行います。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制に関する事項

当社取締役会は、子会社から定期的に業績及び業務の執行状況の報告を受け又は報告を求めてモニタリングを行い、リスクの度合いに応じて指導・監督を行います。

子会社の重要案件については、当社と子会社との間で事前協議を行なうとともに、子会社の財産ならびに損益に重大な影響を及ぼすと判断する重要案件については、当社取締役会の承認を受けるものとします。

またコンプライアンスの確保等、グループ一体となった内部統制の維持・向上を図るほか、当社の内部監査委員会による監査を子会社に対して定期的に実施いたします。

6. 財務報告の適正性を確保するための体制

当社グループは、経理関連規程を策定し、法令及び会計基準に従って適切な会計処理を行うほか、法令及び証券取引所の規則を遵守し、適正かつ適時に財務報告を行います。また、内部監査部門は、当社グループの全社的な内部統制の状況や業務プロセス等の把握・記録を通じて、評価及び改善結果の報告を行います。財務報告に係る内部統制が適正に機能することを継続的に評価し、適宜改善を行います。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役は、内部監査委員会委員長に対して、自らの職務の補助として監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、内部監査委員会委員長はそうした監査役の命令に関して、取締役の指揮命令を受けません。

監査役からその職務の執行に当たり、職務を補助すべき使用人に対して指示があった場合、その指示の実効性を確保するため、当該使用人は、当該指示については監査役の指揮命令権に従うとともに、指示の有無・内容等について監査役に対して守秘義務を負うものとします。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループの取締役及び使用人は、法定の事項に加え、当会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項、内部監査の実施状況等について当社の常勤監査役に報告します。当社は、常勤監査役に報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役及び使用人に周知徹底します。

また、監査役は、当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、必要な情報の交換を行うなど監査を適正に行うための連携を図ります。

9. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に関する方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、必要な費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、所定の手続により速やかに当該費用または債務を処理します。

10. その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会または監査役が取締役会において要請・要望する事項がある場合は、それらについて取締役会で申し述べることができ、翌月以降の取締役会において、取締役は当該要請・要望に対する回答または現状の報告を行います。

11. 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力とは、資金提供を含む一切の関係を遮断いたします。またこれらの反社会的勢力の不当要求に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、組織全体として毅然とした姿勢で、民事・刑事の両面からの法的対応を含めた対応をいたします。またこれら反社会的勢力から不当要求に対応する従業員の安全も確保いたします。

以上